

～鹿屋市新商品開発等設備導入支援事業補助金～

新商品開発等のために**設備投資**を行う

「**頑張る事業者**」を支援します



◆補助対象者

■新商品開発等のため、新たな事業用設備等の導入に取り組む商工業者。

◆補助内容

■補助率（補助額）

小規模事業者 2/3（上限 100万円）

中小企業者 1/2（上限 200万円）

補助対象事業の詳細は
裏面に記載しています

■補助対象経費

事業で使用する機械・装置・器具・備品の新規導入に必要な経費
（導入に伴う施工費、運搬費は対象になります。）

※対象経費の合計額が、小規模事業者の場合は30万円以上、中小企業者の場合は40万円以上となること。
ただし、購入する機械・備品等は1点あたりの価格が10万円以上であることが条件です。

◆補助要件

■市内に本社を有する商工業者であること。

■補助対象事業は、裏面に記載するものに該当し、目標数値基準を満たしていること。

■申請に必要な事業計画書を申請者自ら作成し、鹿屋商工会議所又はかのや市商工会の指導を受けて作成すること。

■令和4年度に「経営効率化支援事業」を採択された事業者は申請書類に前年度の事業効果を添付すること。

■市税に滞納がない者

※その他、詳細はお問い合わせください。

◆申請期間 令和5年8月28日～令和5年10月20日

※補助対象機材等の購入期間は、補助金交付決定日～令和6年2月16日です。

申請先・問い合わせ

●鹿屋商工会議所 (TEL:0994-42-3135)

●かのや市商工会 串良本所 (TEL:0994-63-3032)

輝北支所 (TEL:099-486-1171)

吾平支所 (TEL:0994-58-6020)

申請書類は上記機関の他、鹿屋市商工振興課窓口でも受け取れます。

市商工振興課 (TEL:0994-31-1164)

補助対象事業一覧

補助対象事業	対象となる機械・備品等	事業計画における目標数値
① 新商品(新サービス)の開発	既存事業の販路開拓・売上向上につながるもの (購入事例) ●テイクアウトや移動販売のために必要な器具 ●新サービス開始にあたり必要な機械	・売上3%以上 向上
② 事業再構築 (新分野展開、 業態転換)	事業や業種の転換、事業再編につながるもの (購入事例) ●飲食業から菓子製造業を開始するにあたり必要な機械・装置 ●業態転換のため新たな製品の開発や販売に必要な器具	・売上3%以上 向上
③ 事業基盤整備・ 事業拡大 ※創業2年以内 の事業者が対象	創業者の事業促進のため、生産性向上及び顧客満足度向上等につながるもの (購入事例) ●店舗の陳列棚等の事業促進につながる備品 ●事業周知のために必要な電子看板等の器具・備品	・売上3%以上 向上

**本補助金は機械・備品等の購入を補助対象経費としています。
次のような経費は補助対象経費となりませんのでご注意ください。**

単なる取替え更新であって新たな販路開拓等につながらない機械備品等、HP作成委託費、デザイン料、建物の改修・解体費、機械の処分(リサイクル)費用、リース料、保証料、インターネット等の使用料、既に導入済のソフトウェア等の更新料、中古品、自社内部の取引・個人間の取引・インターネット及びオークションによる購入、自作した物品の材料費、外国通貨・仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券・小切手・手形での支払い、相殺による決済、その他鹿屋市が適当でないと判断した経費

その他の注意点

- 国、県その他団体が実施する補助金等の交付を受けている又は受ける予定がある経費は補助対象外となります。
- 目標数値は事業計画書内で具体的な根拠にもとづいて明確に示してください。
- 購入する機械・備品等については、原則、鹿屋市内の事業者から調達してください。
- 購入先への支払い方法については、金融機関への振込に限ります。
- 事業期間内に納品が間に合わない場合は、いかなる場合においても補助対象外となります。